

求人者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示について

株式会社セントラルサービス
代表取締役社長 大本 寛

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号：10-ユ-010012）です。職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

取扱職種・地域の範囲について

1. 職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、国内、ベトナム社会主義共和国及びミャンマー連邦共和国にサービスを提供します。
2. ベトナム社会主義共和国においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介、ミャンマー連邦共和国においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介を取り扱います。

手数料について

手数料は、有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書または覚書等に定めるものとします。

個人情報の取扱いについて

ご本人の個人情報の開示の請求があった場合は、個人情報保護管理責任者がご本人の有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報を速やかに開示します。

また、ご本人から訂正の請求があり、その請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正します。

苦情処理について

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理責任者が迅速かつ適切に処理します。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

その他ご不明の点がございましたらお問い合わせください。